

第 1 章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の趣旨

平成 28 年 12 月に公布、施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下「再犯防止推進法」という。）第 4 条第 2 項により、地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有することとされました。

また、同法第 8 条では、都道府県及び市町村は、国の再犯防止推進計画を勘案して、当該地域における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めることとされました。

県は、こうした状況を踏まえ、罪を犯した人が立ち直り、地域社会の一員として、ともに生き、支え合う社会づくりを促進するため、平成 31 年度を初年度とする「神奈川県再犯防止推進計画」を策定します。

(2) これまでの再犯防止の取組・方針

全国において、刑法犯により検挙された再犯者については、平成 18 年をピークとして、その後は漸減状態にあるものの、それを上回るペースで初犯者の人員も減少し続けているため、検挙人員に占める再犯者の人員の比率（以下「再犯者率」という。）は一貫して上昇し続け、平成 28 年には現在と同様の統計を取り始めた昭和 47 年以降最も高い 48.7 パーセントとなっています。

平成 19 年版犯罪白書は、全検挙者のうちの約 3 割に当たる再犯者によって約 6 割の犯罪が行われていること、再犯者による罪は窃盗、傷害及び覚せい剤取締法違反が多いこと、就労、教育、保健医療・福祉等関係機関や民間団体等とも密接に連携する必要があること、犯罪者の更生に対する国民や地域社会の理解を促進していく必要があることを示し、国民が安全・安心に暮らすことができる社会の実現の観点から、再犯防止対策を推進する必要性と重要性を指摘しました。

平成 24 年 7 月には、犯罪対策閣僚会議において、刑事政策に初めて数値目標を盛り込んだ「再犯防止に向けた総合対策」（以下「総合対策」という。）を決定し、平成 25 年 12 月には、平成 32 年のオリンピック・パラリンピック東京大会の開催に向け、犯罪の繰り返しを食い止める再犯防止対策の推進も盛り込んだ「「世界一安全な日本」創造戦略」を閣議決定しました。平成 26 年 12 月には、犯罪対策閣僚会議において、「宣言：犯罪に戻らない・戻さない～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～」（以下「宣言」という。）を決定しました。

平成 28 年 7 月には、犯罪対策閣僚会議において、薬物依存者や犯罪をした高齢者又は障がいのある者等に対して刑事司法のあらゆる段階のみならず、刑事司法手続終了後を含めた「息の長い」支援の実施を盛り込んだ「薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策～立ち直りに向けた“息の長い”支援につながるネットワーク構築～」（以下「緊急対策」という。）を決定しました。

さらに、国民の安全と安心を確保することは、我が国の経済活性化の基盤であるとの観点から、平成 17 年 6 月に閣議決定した「経済財政運営と構造改革に関

する基本方針 2005」(いわゆる「骨太の方針」)に、初めて「再犯の防止」を盛り込んで以降、「骨太の方針 2018」まで継続して「再犯防止対策」を盛り込んできました。また、再犯の防止等に関する取組は、平成 32 年に日本において開催される第 14 回国際連合犯罪防止刑事司法会議(コングレス)の重要論点の一つとして位置付けられるなど、国際社会においても重要な課題として認識されています。

そのような中、平成 28 年 12 月、再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進していく基本事項を示した「再犯の防止等の推進に関する法律」(平成 28 年法律第 104 号)が制定され、同月に施行されました。

そして、平成 29 年 12 月には、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国の再犯防止推進計画が策定されています。

(3) 神奈川県再犯防止推進計画の考え方

再犯の防止等のためには、犯罪等を未然に防止する取組を着実に実施することに加え、捜査・公判を適切に運用することを通じて適正な科刑を実現することはもとより、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び犯罪被害者の心情等を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが重要であり、刑事司法関係機関が中心にこれらを支える取組を実施してきました。しかし、貧困や疾病、障がい、厳しい生育環境など様々な生きづらさを抱える犯罪をした者等が地域社会で孤立しないための「息の長い」支援の重要性が指摘され、国、地方公共団体、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が緊密に連携協力して総合的に施策を講じることが課題として認識されるようになりました。

神奈川県においては、平成 28 年 7 月「津久井やまゆり園」において発生した大変痛ましい事件を受け、このような事件が二度と繰り返されないよう、ともに生きる社会の実現を目指し、同年 10 月に県議会とともに「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定し、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切に、共生社会を目指す意識の醸成に取り組むこととしています。

県は、「ともに生きる社会かながわ憲章」を踏まえ、罪を犯した人が立ち直り、地域社会の一員として、ともに生き、支え合う社会づくりを促進するため、再犯防止推進法に基づき、再犯の防止等に関し、国、市町村、民間団体その他の関係者と連携し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定、実施します。

また、平成 27 年 9 月、ニューヨークの国連本部において「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals 略称 SDGs)を含む「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。日本政府も平成 28 年 5 月 20 日に内閣総理大臣を本部長、全閣僚を本部員とする「持続可能な開発目標推進本部」を設置、同 12 月 22 日には「SDGs 実施指針」を策定し、その中で各地方自治体に「各種計画や戦略、方針の策定や改訂に当たっては SDGs の要素を最大限反映することを奨励」しています。本計画においても今後、この趣旨を踏まえて取り組みます。

2 計画の性格

再犯防止推進法第8条第1項に規定された「地方再犯防止推進計画」として、同法に基づき、国の再犯防止推進計画を勘案し、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた再犯防止推進施策を円滑に実施するために策定する計画です。

3 計画の基本方針

- ① 国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保し、「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて取り組みます。
- ② 国との適切な役割分担を踏まえて、切れ目のない指導及び支援を実施します。
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識して再犯防止に取り組みます。
- ④ 犯罪等の実態を踏まえ、民間の団体その他の関係者から意見聴取をするなどして、社会情勢等に応じた再犯防止に取り組みます。
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く県民の関心と理解を醸成します。

県は、5つの基本方針を踏まえて、再犯防止推進法に基づき、「就労・住居の確保」、「保健医療・福祉サービスの利用の促進非行の防止等」、「犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援」、「民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進」に取り組みます。

4 計画の期間

2019（平成31）年度から2023（平成35）年度までの5年間とします。